

知って得する
ハッピーライフ FP 通信

知ってトクする！？知らなきゃ損する！？アナタの生活をハッピーに！賢く豊かに生活するために必要な情報をお届けします。私たち東海FPセンターは、あなたのハッピーライフ、ハッピーリタイアメントを全力で応援します！



今月のトピックス

- ① 「相続人」にまつわる7つの誤解
- ② 岩本の独り言



いつもお世話になり、誠に有難うございます。

10月施行の法改正により、パート主婦の社会保険の壁と言われていた「年収130万円の壁」が

「106万円の壁」に迫ってきました。

どういうことかと言うと…。

今までは、年収が130万円未満であればパートの主婦は夫の扶養に入ることができ、

社会保険料の負担をする必要はありませんでした。

ところが10月以降は、

年収が106万円以上あり、いくつかの条件を満たしてしまうと

130万円に満たない年収であっても、社会保険に加入しなければならず、



いつもありがとうございます。皆様とのご縁はとても有り難く思います。普段の生活やお金に関する事で不安をかかえていらっしゃる方がおられたら是非ご紹介ください。未来の自分自身、そして、家族のために有意義なお金の使い方、ふやし方、守り方をアドバイスできればと思います。

主婦の社会保険料の支払が発生し、更には夫の社会保険料の負担増、となります。

もっと簡単に言えば“働いて得られる収入の手取りが減る”ということです。

“それぞれの夫婦、それぞれの家族にあった理想の働き方とは？”
を、しっかり考えなければいけませんね。

追伸、
皆様とのご縁、ご紹介いただいたことに対するご縁はとても有り難く、大切にしたいと思っています。

私どもが最も役に立てること、それは、保険やライフプランについての正しい情報提供を行うこと。

それらを通じ、皆様、そして皆様の大切なお知り合いのお役に立てればと思います。

岩本 貴久

東海FPセンター
<http://www.tokaijp.com>

◆貯金に関するご相談は…

60歳または、65歳から掛け金の1.5倍の年金を受け取る方法

「1.5倍の年金の相談」と声をかけてください。
(年金に限らず、中長期の貯金全般です。)

E-mail : t-iwamoto@tokaifp.com

URL : <http://www.tokaifp.com/jinenkin/>

岩本携帯 : 090-4082-7007

「相続人」にまつわる7つの誤解

高齢社会において、相続事案が増加するなかで、相続人に関する事例も多様化、複雑化しています。

そこで、今回は、知っているようで意外と知らない(誤解している)、「相続人」に関する知識をいくつか取り上げてみましょう。

誤解1: 兄弟姉妹も廃除できる

廃除とは、被相続人に対して虐待や重大な侮辱をしたり、著しい非行がある場合に、被相続人が家庭裁判所に申立てをして、その者の相続権を奪うことです。

実は、兄弟姉妹は廃除することはできません。

それは、兄弟姉妹が特別に保護されているからではなく、端的に言えば「兄弟姉妹には『遺留分』がないから」です。

遺留分とは、一定範囲に相続人に認められた、「相続財産の一定割合を取得しうる権利」のことです。

すなわち、兄弟姉妹に相続させたくないと思えば、遺言で「兄弟姉妹以外の者に財産を与える」旨を記しておけば、遺留分のない兄弟姉妹は、財産を受取ることはできないのです。

わざわざ廃除の申立てをしなくても、遺言を書くことで、兄弟姉妹に財産を与えたくないという目的は達成できるため、兄弟姉妹は廃除の対象とされていないのです。

誤解2: 故意に被相続人を殺害したものは、ただちに相続欠格となる

相続欠格とは、相続権を持つものであっても、以下の欠格事由に該当すれば、当然に相続権がないものとなることです。

欠格事由

1. 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
2. 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
3. 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者
ただし、その者に是非の分別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りではない。
4. 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
5. 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
6. 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

図表にあるように、「刑に処された」ことが要件なので、故意に被相続人等を殺害しても、ただちに相続欠格とはならないのです。

心情的には、腑に落ちないかもしれません。

そのため、誤解されていた方もいるかもしれません。

ただし、実刑判決を受ける前に死亡した場合や、正当防衛による場合など、刑に処されないケースも考えられますし、執行猶予付きの有罪判決において執行猶予が満了した場合などは、一般には欠格事由にあたらぬとされています。

誤解3:相続放棄した者は、死亡保険金を受取ることができない

たとえば、保険契約者・被保険者が父親で、死亡保険金受取人が長男の場合には、長男の受け取った死亡保険金は、長男の固有の財産となります（死亡した父親の財産ではない）。

したがって、たとえ長男が相続放棄をして、相続人ではなくなったとしても、死亡保険金を受け取ることができるのです。

ただし、他の相続人がこのことを知らずに、「相続放棄している君は相続人ではないのだから、保険金は受け取れないはずだ、返しなさい」と言うてくることもあり得ます。

もちろん、法的には返す必要はありません。確かな知識があれば、無用のトラブルは避けられるはずです。

なお、この死亡保険金は「みなし相続財産」として相続税の対象となるのですが、その際、相続放棄した人（相続人ではない人）には「相続税の非課税（500万円×法定相続人の数）」は適用できないことには注意が必要です。

誤解4:相続放棄すれば、空き家の維持・管理の負担がなくなる

前述の相続放棄に関連して、最近話題となっている「空き家問題」にも触れておきましょう。

親の実家を相続しても、そのまま空き家となってしまうようなケースでは、その後の維持・管理が大きな負担となるので、相続放棄は一つの有力な選択肢となるわけです。

しかし、民法 940 条において「相続放棄をした者は、その財産を継ぐ者が管理を始めるまでは、管理を継続しなければならない」と規定されています。

今後、空き家の相続放棄が増えてくるようなら、この規定を自治体が求めてくるケースも考えられます。

すなわち、相続放棄したからといって、ただちに管理責任から逃れられない場合もあるということです。

知らなかったでは済まないことですので、十分に注意したいものです。

誤解5:非嫡出子の相続分は、嫡出子の2分の1である

かつては「非嫡出子（正式な婚姻外の子）の相続分は、嫡出子（正式な婚姻間の子）の2分の1」とされていました（民法 900 条第 1 項第 4 号）。

しかし平成 25 年 9 月、最高裁によってこの規定は「憲法の定める平等原則に違反する」と判断され、同年 12 月に民法の一部を改正する法律が成立しました。

これによって、今では「非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分と同等」となっているのです。

当時、話題となったのでご存じの方も多い一方で、今でも「非嫡出子の相続分は、嫡出子の半分」と思い込んでいる方もいるかもしれませんので…。念のため。

誤解6:半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の相続分と同等である

前述の「非嫡出子の相続分」と混同して紛らわしいのが、半血兄弟姉妹（父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹）の相続分です。

半血兄弟姉妹の相続分について、全血兄弟姉妹（父母の両方を同じくする兄弟姉妹）の2分の1とする規定については改正されていません。

非嫡出子の相続分と同様、こちらも改正され、「半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の相続分と同等である」と誤解されている方もいるかもしれないので、注意が必要です。

誤解7:相続人がいなければ、遺産は国のものとなる

これも誤解が多いところで、相続人がいないからといって、ただちに「遺産は国庫に帰属する」わけではありません。

